

● 船内に掲示してください ●

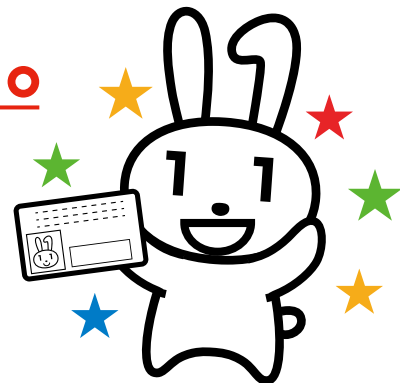
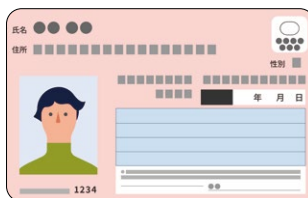
令和6年11月



船員保険イメージキャラクター
かもめっせ

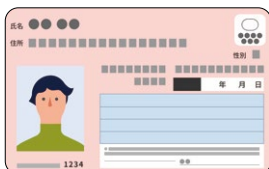
船員保険丸

これからは保険証のルールが変わります。
保険証は、マイナ保険証へ。



令和6年12月2日に保険証の新規発行は終了し、
「マイナ保険証」の活用を基本とする制度に変わります。

※現在お持ちの保険証は、令和7年12月1日まで使用可能です。



マイナ保険証とは 🔍

保険証として利用登録したマイナナンバーカードのこと。
従来の保険証よりも**便利**で、**よりよい医療を受けられる**ようになります。

お問い合わせ先

マイナナンバーカード、マイナポータル、
その他マイナナンバー制度に関すること

マイナナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

平日 9:30~20:00 土日・祝日 9:30~17:30

※年末年始を除く

※マイナナンバーカード及び電子証明書を搭載した
スマートフォンの紛失・盗難に関することは24時間365日受付

マイナ保険証、オンライン資格確認、
資格情報のお知らせ、資格確認書等に
関すること

協会けんぽマイナナンバー専用ダイヤル

0570-015-369

8:30~17:15 ※土日・祝日・年末年始を除く

※日本語のほか、英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、
ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ビルマ語、フランス語、
ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、クメール語、モンゴル語、
シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語に対応しています。

令和6年12月2日以降、新たに船員やそのご家族が船員保険に加入された際に
お送りするものは以下のとおりです。